

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
公 告	
○国営土地改良事業に係る換地計画の定め	(農業基盤課) 1
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	1
落札公告	
○落札者等の公告	(警察本部会計課) 1

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、国営緊急農地再編整備事業高知南国地区（久枝換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年1月14日

高知県知事 濱田 省司

- 縦覧に供する書類
(1) 換地計画書の写し
(2) 現形図及び換地図
- 縦覧期間
令和7年1月15日から同年2月12日まで
- 縦覧場所
南国市農地整備課
- その他
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に中国四国農政局高知南国農地整備事業所を経由して農林水産大臣に対して審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第106号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和6年12月18日に、次のとおり指示した。

令和7年1月14日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

- （採捕の制限）
- 浦ノ内湾において、2に定める制限区域内では、あさを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）
(2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合（制限区域）
 - あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
(1) A区域（天皇洲の区域）
次の点Aから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒
(2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）
次の点Aから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域
点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒
（殻長の制限）
 - 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、殻長3センチメートル未満のあさを採捕してはならない。
（標識の携帯）
 - 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、あさを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。
（報告書の提出）
 - 1の(2)の採捕の承認を受けた者は、四半期ごとに、委員会が別に定める様式によるあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。

- （採捕の承認の取消し）
- 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）の規定に違反してあさを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。
（事務の取扱い）
 - この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。
（指示の有効期間）
 - この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

- 令和7年1月14日
- 高知県警察本部長 高清水 善弘
- 落札に係る借入物品の名称及び数量
DNA型鑑定用フラグメントアナライザー 一式
 - 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号
 - 落札者を決定した日
令和6年11月13日
 - 落札者の氏名及び住所
NX・TCリース&ファイナンス株式会社高松営業所 香川県高松市錦町二丁目6ー3
 - 落札金額
月額 643,500円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 政令第6条の公告をした日
令和6年10月1日